

集團指導資料（人員基準編）

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

令和6年10月作成

ご存知ですか？ 人員基準

○令和5年度の全国の指定取消事例のうち、人員基準違反に該当するものは約30%

- (要因)
- ・ 基準を満たす人員が配置されていない。
 - ・ 常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤配置されていない。

**➡人員基準確認表を使用して
自サービスの人員基準の確認を！**

人員基準における「常勤」の意味 「常勤」と「常勤換算」の違い

▶ 「常勤」

・ 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。

▶ 「常勤換算」

・ 指定障害福祉サービス事業所との授業者の勤務延時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

人員基準違反は運営基準違反に 該当することがある

- 人員基準違反は、運営基準違反に該当することもある。
 - ・管理者が、従業者及び業務を一元的に管理していない。
 - ・事業の運営において、従業者に必要な指揮命令を行っていない。

➡管理者が責務を怠るという
「運営基準違反」

管理者の責務

- ・ 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ・ 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

勤務体制の確保

- ・ 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。
- ・ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。

(対応)

勤務体制の確保のため、勤務（予定）表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤、非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることが必要です。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、加算の要件を満たす人員配置となっているか、毎月勤務（予定）表等により管理してください。

人員基準違反から不正請求へ

○人員基準違反に不正請求はつきもの！

- ・人員欠如減算を適用せずに介護給付費等を請求し受領する。
- ・サービス管理責任者等を配置していないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せずに介護給付費等を請求し受領する。

➡不正請求から指定取消等に。

人員欠如時には従業者の補充、利用定員等の見直し
人員欠如減算、個別支援未作成等減算など減算の適用を

人員欠如減算

○生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人、児童指導員及び保育士の欠如

- ➡ ・ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、翌月から
- ・ 1割の範囲内で減少した場合は、翌々月から

- ➡ 減算適用月から3月未満... $\text{所定単位数} \times 70 / 100$
減算適用月から連続して3月以上... $\text{所定単位数} \times 50 / 100$

○サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

- ➡ 翌々月から
- ➡ 減算適用月から5月未満... $\text{所定単位数} \times 70 / 100$
減算適用月から連続して5月以上... $\text{所定単位数} \times 50 / 100$

○常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

- ➡ 翌々月から

個別支援計画未作成等減算

- ➡ 次のいずれかに該当する月から
 - ・ サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - ・ 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていないこと
- ➡ 減算が適用される月から3月未満の月...所定単位数×70/100
減算が適用される月から連続して3月以上の月...所定単位数×50/100

人員基準を遵守するには

- 自サービスの人員基準の理解
資格、員数、常勤・非常勤、専従・兼務 の把握
- 人員基準を遵守する体制づくり（管理者の責務の遂行）
管理者は原則専従。支障がなければ兼務可能。
業務管理ができない場合には、兼務を解消し管理業務に専念を。

➡まずは基準の確認を！